

日本学生支援機構奨学金 在学猶予の手続について

奨学金の貸与が終了(辞退・廃止も含む)した後、**進学した人や引き続き学校に在学している人**(留年・休学により在学期間が延びた人も含む)は、**在学猶予の手続**をすることで、**在学期間中、返還が猶予されます。**

＊ 留年者、卒業延期者は、1年ごと(4月)に手続する必要があります。

＊ 令和2(2020)年4月以降の在学猶予の適用期間は、通算10年(120ヶ月)が限度となりました。

手続した場合

- ＊ 在学期間中は返還が猶予され、**卒業後7ヶ月目**から返還が始まります。
- ＊ **第二種奨学金**の場合、猶予期間中は**利子が付きません。**

手続しない場合

- ＊ **在学中でも貸与終了後7ヶ月目**から返還が始まります。
- ＊ 初回返還が振替不能とならないよう**口座の確認**をしてください。

手続方法 (どちらか選択してください)

◆ **「スカラネット・パーソナル」から入力する**
(入力時の学校番号は **108002-01** です)



◆ **「在学届」を大学に提出する**

「在学届」は、以下の方法で入手できます。

- 学生生活支援課(または医・創造工・農学部)の学務係、学生係)窓口で請求
- 大学または日本学生支援機構のホームページからダウンロード

手続期限

令和7年4月18日(金)

※現在奨学金返還中で令和7年4月に本学に入学した方はスカラネット・パーソナルから4月15日(火)までに手続きをしてください。

※年度の途中で奨学金の貸与が終了した場合は、終了時に手続してください。

令和7年4月1日 学生生活支援課